平成２５年（フ）第３８７号
静岡県沼津市沼北町１丁目９番14号306、前住所静岡県沼津市旭町43番地の４
債務者　吉荒　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
三重県松阪市川井町964番地　コーポモリタ105号
債務者　土井　秀二
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第７１号
三重県松阪市山室町2112番地　パルティール102
債務者　坂本　博志
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５９号
京都府亀岡市西竪町40、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町３丁136番地２グランドメゾンもず1003
債務者　三神　智美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
堺市南区桃山台１丁３番18―203号、前住所堺市南区城山台２丁３番23―106号
債務者　笠原　素枝
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９２３号
大阪府松原市大堀２丁目11番30号
債務者　堀本　健次
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３３号
堺市中区堀上町220番地　ライオンズマンション堺堀上の丘101号
債務者　宮城佳惠子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３６号
堺市中区深井中町1168番地１
債務者　深渡瀬弘志
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９７４号
大阪府高石市羽衣４丁目13番23―413号
債務者　竹中　大樹
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９２号
堺市堺区東雲西町１丁４番20―614号
債務者　橋本　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０２６号
堺市中区宮園町７番５―304号
債務者　難波　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
兵庫県姫路市新在家中の町５番４号
債務者　本田三枝子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０８号
兵庫県相生市佐方２丁目５番18号　高田住宅５号室、従前の住所兵庫県相生市山手２丁目288番地２
債務者　多田　耕二
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市飾磨区中島800番地４　岸田昌彦方、住民票上の住所兵庫県姫路市花田町小川３番地　ハッピーライフフジ604
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４８号
兵庫県姫路市花田町一本松238番地17
債務者　藤井　和雄
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市網干区田井183番地８
債務者　松井　和子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５９号
兵庫県姫路市辻井７丁目13番13号、住民票上の住所兵庫県姫路市上手野304番地18
債務者　羽原　政明
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部